

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規 則	ペー ジ
◎高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則	1
訓 令 高知県教育委員会訓令 ◎高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令 <7・31揭示>	1
訓 令 高知県公営企業局訓令 高知県教育委員会訓令 高知県警察本部訓令 高知県監査委員訓令 ◎高知県南海地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令 <7・31揭示>	1
告 示 ○議決を経た予算の要領 (財政課)	2
公 告 ○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課) <7・30揭示>	10
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	10
○県営土地改良事業の計画の変更 ( " )	10
高知県選挙管理委員会告示 ○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿登録の被登録資格の決定の基準となる日等の定め <7・28揭示>	10
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧に供する期間の定め <" >	10
○衆議院比例代表選出議員選挙における高知市の区域の開票区の定め <" >	10
○衆議院比例代表選出議員選挙におけるいの町の区域の開票区の定め <" >	11
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙の候補者がポスターの掲示を開始することができる日の定め <" >	11

## 落札公告

○落札者等の公告 (健康づくり課) 11

## 規 則

高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則をここに公布する。  
平成21年8月11日  
高知県知事 尾崎 正直

## 高知県規則第72号

高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則

高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成21年高知県条例第16号)附則第1項の規定に基づき、同条例(附則第2項の規定を除く。)の施行の日は、平成21年9月1日とする。

## 訓 令 教育委員会訓令

## 高知県訓令第8号

## 高知県教育委員会訓令第13号

本 庁  
各 出 先 機 関  
教 育 委 員 会 事 務 局  
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所

高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年7月31日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直  
高知県教育委員会委員長 河田 耕一

## 高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県産業振興推進本部設置規程(平成21年4月高知県訓令第5号 高知県教育委員会訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「、産業連携推進官」を削り、同項ただし書中「部局長又は理事」を「理事又は部局長」に改める。

## 附 則

この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

## 訓 令 公営企業局訓令 教育委員会訓令 警察本部訓令 監査委員訓令

## 高知県訓令第9号

## 高知県公営企業局訓令第3号

## 高知県教育委員会訓令第14号

## 高知県警察本部訓令第18号

## 高知県監査委員訓令第2号

本 庁  
各 出 先 機 関  
公 営 企 業 局 本 局  
公 営 企 業 局 各 事 業 所  
公 営 企 業 局 各 病 院  
教 育 委 員 会 事 務 局  
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所  
警 察 本 部  
警 察 署  
監 査 委 員 事 務 局

高知県南海地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年7月31日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直  
高知県公営企業局長 長瀬 順一  
高知県教育委員会委員長 河田 耕一  
高知県警察本部長 平井 興宣  
高知県代表監査委員 奴田原 訂

## 高知県南海地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県訓令第17号  
公営企業局訓令第8号  
教育委員会訓令第10号  
警察本部訓令第20号  
監査委員訓令第2号

高知県南海地震対策推進本部設置規程(平成19年4月高知県教育委員会訓令第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「産業連携推進官」を削る。

## 附 則

この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第525号**

平成21年7月高知県議会定例会において議決を経た予算の要領は、次のとおりである。

平成21年8月11日

高知県知事 尾崎 正直

## 平成21年度高知県一般会計補正予算

平成21年度高知県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,187,058千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ456,869,544千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	款	項	補正前の額	補正額	計
7	分担金及び負担金	2,820,110	471,634	3,291,744		1 県 債	83,069,000	7,359,000	90,428,000
	2 負担金	2,747,749	471,634	3,219,383	歳 入 合 計		418,682,486	38,187,058	456,869,544
8	使用料及び手数料	6,282,643	△ 11,160	6,271,483					
	1 使用料	4,824,531	△ 11,160	4,813,371					
9	国庫支出金	53,028,305	25,699,009	78,727,314					
	2 国庫補助金	29,347,688	25,686,876	55,034,564					
	3 委託金	1,853,545	12,133	1,865,678					
10	財産収入	1,534,077	69,182	1,603,259					
	1 財産運用収入	1,224,226	69,182	1,293,408					
12	繰入金	20,152,810	4,499,109	24,651,919					
	2 基金繰入金	19,328,584	4,499,109	23,827,693					
14	諸収入	22,566,775	100,284	22,667,059					
	6 受託事業収入	1,046,614	100,000	1,146,614					
	8 雑入	5,400,029	284	5,400,313					
15	県 債	83,069,000	7,359,000	90,428,000					

## 歳 出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		15,185,546	709,717	15,895,263	9 土木費	1 農業費	5,678,681	426,100	6,104,781
	1 総務費	12,015,407	92,830	12,108,237		2 畜産業費	879,591	43,420	923,011
	2 危機管理費	2,107,445	616,887	2,724,332		3 農地費	4,302,025	473,027	4,775,052
3 政策企画費		9,011,994	1,575,711	10,587,705		4 森林林業費	12,718,007	2,811,398	15,529,405
	1 政策企画費	6,087,447	599,163	6,686,610		5 水産業費	4,690,353	1,963,898	6,654,251
	3 情報推進費	2,191,827	976,548	3,168,375			65,724,588	11,637,178	77,361,766
4 健康福祉費		58,482,195	11,418,725	69,900,920		1 土木総務費	10,751,216	766	10,751,982
	1 健康福祉費	2,697,010	165,545	2,862,555		2 河川費	6,333,763	2,645,350	8,979,113
	2 健康費	26,092,858	305,580	26,398,438		3 砂防費	4,009,082	525,221	4,534,303
	3 福祉費	29,651,658	10,947,600	40,599,258		4 道路橋梁費	27,771,973	5,207,325	32,979,298
5 文化環境費		3,013,189	279,542	3,292,731		5 都市計画費	5,442,084	412,221	5,854,305
	1 文化交流費	1,778,956	82,086	1,861,051		6 建築費	2,050,483	3,000	2,053,483
	2 環境費	1,234,224	197,456	1,431,680		7 港湾費	7,263,968	1,749,961	9,013,929
6 商工観光費		10,079,609	4,859,417	14,939,026		8 海岸費	2,102,019	1,093,334	3,195,353
	1 商工費	5,653,466	426,434	6,079,900		10 教育費		98,951,963	1,164,331
	2 観光費	1,322,030	272,965	1,594,995	1 教育総務費	10,240,765	651,011	10,891,776	
	3 労働費	3,014,547	4,160,018	7,174,565	2 児童費	2,295,876	105,594	2,401,470	
7 科学技術振興費		2,741,029	312,625	3,053,654	3 学校費	73,839,567	308,974	74,148,541	
	1 科学技術振興費	2,741,029	312,625	3,053,654	4 生涯学習費	1,030,292	12,031	1,042,323	
8 農水産業林費		28,268,657	5,717,843	33,986,500	5 スポーツ費	487,472	40,045	527,517	

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 大学費	7,556,166	34,851	7,591,017
	7 私学等費	3,501,825	11,825	3,513,650
11 警察費		21,814,256	502,562	22,316,818
	1 警察総務費	19,928,833	32,938	19,961,771
	2 警察活動費	1,885,423	469,624	2,355,047
14 諸支出金		22,238,215	9,407	22,247,622
	2 公営企業金支出	3,345,801	9,407	3,355,208
歳出合計		418,682,486	38,187,058	456,869,544

第2表 債務負担行為補正

1 追加

(単位千円)

事項	期間	限度額
水産業緊急経営安定資金の保証料補給	平成21年7月18日から平成28年3月31日まで	融資額300,000千円以内の年信用保証料率0.4パーセント以内の額

2 変更

(単位千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
中小企業制度金融貸付金の保証料補給	平成21年4月1日から平成38年3月31日まで	融資額77,500,000千円以内の年信用保証料率1.81パーセント以内の額	平成21年4月1日から平成38年3月31日まで	融資額85,500,000千円以内の年信用保証料率1.81パーセント以内の額
土佐・龍馬であい博メイン会場運営に対する補助	平成21年4月1日から平成23年3月31日まで	248,850	平成21年4月1日から平成23年3月31日まで	297,502
沿岸漁業経営再建特別資金の利子補給	平成21年4月1日から平成31年3月31日まで	融資額100,000千円以内の年利率1.25パーセント以内の額	平成21年4月1日から平成33年3月31日まで	融資額400,000千円以内の年利率1.25パーセント以内の額

第3表 地方債補正  
1 追 加

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
高等学校等施設整備事業費	190,000	1 借 入 方 法 普通貸借又は証券発行 2 借 入 先 政 府 資 金 そ の 他	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1 平成22年度から平成51年度までの30箇年以内において、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。

2 変 更

(単位千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
耕地事業費	862,000	1 借 入 方 法 普通貸借又は証券発行 2 借 入 先 政 府 資 金 そ の 他	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1 平成22年度から平成51年度までの30箇年以内において、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	1,120,000	1 借 入 方 法 普通貸借又は証券発行 2 借 入 先 政 府 資 金 そ の 他	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1 平成22年度から平成51年度までの30箇年以内において、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。
治山事業費	1,710,000				1,834,000			
漁港事業費	774,000				1,355,000			
河川海岸事業費	1,995,000				3,019,000			
砂防事業費	1,617,000				1,768,000			
道路橋梁 <sup>りょう</sup> 事業費	6,938,000				8,885,000			
都市計画事業費	498,000				523,000			
港湾事業費	264,000				353,000			
国直轄事業費負担金	8,835,000				11,805,000			
計	83,069,000				90,238,000			

平成21年度高知県用品等調達特別会計補正予算

平成21年度高知県の用品等調達特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,161,577千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,979,577千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計	款	項	補正前の額	補正額	計
1 用品等 管理収入		1,818,000	1,161,577	2,979,577	1 用品等 調達費		1,818,000	1,161,577	2,979,577
	1 用品等 管理収入	1,818,000	1,161,577	2,979,577		1 用品等 調達費	1,818,000	1,161,577	2,979,577
歳入合計		1,818,000	1,161,577	2,979,577	歳出合計		1,818,000	1,161,577	2,979,577

平成21年度高知県営林事業特別会計補正予算

平成21年度高知県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37,061千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ402,948千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計	款	項	補正前の額	補正額	計
1 県営林 事業収入		365,887	37,061	402,948	1 県営林 事業費		365,887	37,061	402,948
	1 県営林 事業収入	365,887	37,061	402,948		1 県営林 事業費	365,887	37,061	402,948
歳入合計		365,887	37,061	402,948	歳出合計		365,887	37,061	402,948

平成21年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算

平成21年度高知県の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ975,026千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計	款	項	補正前の額	補正額	計
1	港湾整備事業収入	943,526	31,500	975,026	1	港湾整備事業費	943,526	31,500	975,026
	1 港湾整備事業収入	943,526	31,500	975,026		1 港湾整備事業費	943,526	31,500	975,026
歳入合計		943,526	31,500	975,026	歳出合計		943,526	31,500	975,026

平成21年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算

平成21年度高知県の高等学校等奨学金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の変更は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正  
変更

(単位千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
高等学校等奨学金貸付	平成21年4月1日から平成26年3月31日まで	311,484	平成21年4月1日から平成26年3月31日まで	319,476

平成21年度高知県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成21年度高知県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 平成21年度高知県病院事業会計予算(以下「予算」という。)第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	資本的収入	1,448,959千円	9,407千円	1,458,366千円
第1項	企業債	479,400千円		479,400千円
第2項	借入金	299,800千円		299,800千円
第3項	負担金	623,323千円	9,407千円	632,730千円
第4項	補助金	24,767千円		24,767千円



第5項	雑	収	入	1千円		1千円
第6項	そ の 他	資 本 的	収 入	21,668千円		21,668千円
			支 出			
第1款	資 本 的	支 出		1,448,959千円	9,407千円	1,458,366千円
第1項	建 設	改 良	費	586,948千円	9,407千円	596,355千円
第2項	企 業 債 等	償 還	金	862,011千円		862,011千円

-----  
**公 告**  
-----

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。  
なお、関係書類は、平成21年7月30日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。  
平成21年7月30日（揭示済）  
高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年7月30日	特定非営利活動法人 H o m o L u d e n s	中市 真帆	高岡郡日高村下分887	この法人は、発達障害児（者）及び育てにくさをもった子どもとその父母に対して、子ども一人ひとりの特性にあわせ、子どもの意欲と自信を引き出すための知識と、専門的かつ具体的な支援技術を途切れることなく一貫して提供する。そして子どもたちが生活を営む身近な地域において、子どもが自分に自信と誇りを持って暮らせる大人になることを目指し、毎日の暮らしのなかにある早期療育に寄与することを目的とする。

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、野市町西部土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。  
平成21年8月11日

| 役名<br>(退任) | 氏名    | 住 所          | 高知県知事 尾崎 正直 |
|------------|-------|--------------|-------------|
| 理事         | 宮崎 孝夫 | 香美郡野市町父養寺114 |             |
| 〃          | 横田 富夫 | 〃 〃 〃 53     |             |
| 〃          | 溝渕 浩史 | 〃 〃 〃 98     |             |
| 〃          | 中澤 敏任 | 〃 〃 西野 66    |             |
| 〃          | 西山 寛  | 〃 〃 西佐古485   |             |
| 〃          | 岩井 諭  | 〃 〃 〃 502    |             |
| 監事         | 岩井 要  | 〃 〃 〃 482    |             |
| 〃          | 中澤 紀明 | 〃 〃 西野 77-5  |             |
| (就任)       |       |              |             |
| 理事         | 宮崎 孝夫 | 香南市野市町父養寺114 |             |
| 〃          | 横田 富夫 | 〃 〃 〃 53     |             |
| 〃          | 溝渕 浩史 | 〃 〃 〃 98     |             |
| 〃          | 横田 耕榮 | 〃 〃 西野 29-1  |             |
| 〃          | 西山 寛  | 〃 〃 西佐古485   |             |
| 〃          | 岩井 諭  | 〃 〃 〃 502    |             |
| 監事         | 岩井 要  | 〃 〃 〃 482    |             |
| 〃          | 中澤 紀明 | 〃 〃 西野 77-5  |             |

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（中芸東部地区田園空間整備事業（区画整理））の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

- 平成21年8月11日  
高知県知事 尾崎 正直
- 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業変更計画書の写し
  - 縦覧期間  
平成21年8月11日から同年9月7日まで
  - 縦覧場所  
奈半利町役場
  - その他  
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

-----  
**選挙管理委員会告示**  
-----

**高知県選挙管理委員会告示第40号**  
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、平成21年8月30日に行う予定の衆議院高知

県小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿登録の被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

- 平成21年7月28日（揭示済）  
高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫
- 被登録資格の決定の基準となる日  
平成21年8月17日。ただし、年齢については、平成21年8月30日。
  - 登録を行う日  
平成21年8月17日
  - 縦覧に供する期間  
平成21年8月18日

**高知県選挙管理委員会告示第41号**  
公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定により、平成21年8月30日に行う予定の衆議院高知県小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧に供する期間を次のとおり定めた。  
平成21年7月28日（揭示済）  
高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

縦覧に供する期間  
平成21年8月18日  
**高知県選挙管理委員会告示第42号**  
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第18条第2項の規定に基づき、平成21年8月30日に行う予定の衆議院比例代表選出議員選挙において、高知市の区域を分けて2開票区を次のとおり定めた。

- 平成21年7月28日（揭示済）  
高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫
- 高知市第1区開票区  
上町一丁目、上町二丁目、上町三丁目、上町四丁目、上町五丁目、本丁筋、水通町、通町、唐人町、与力町、鷹匠町一丁目、鷹匠町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、升形、帯屋町一丁目、帯屋町二丁目、追手筋一丁目、追手筋二丁目、廿代町、永国寺町、丸ノ内一丁目、丸ノ内二丁目、中の島、九反田、菜園場町、農人町、城見町、堺町、南はりまや町一丁目、南はりまや町二丁目、弘化台、桜井町一丁目、桜井町二丁目、はりまや町一丁目、はりまや町二丁目、はりまや町三丁目、宝永町、弥生町、丸池町、小倉町、東雲町、日の出町、知寄町一丁目、知寄町二丁目、知寄町三丁目、青柳町、稲荷町、若松町、高埴、杉井流、北金田、南金田、札場、南御座、北御座、南川添、北川添、北久保、南久保、海老ノ丸、中宝永町、南宝永町、二葉町、入明町、洞ヶ島町、寿町、中水道、幸町、伊勢崎町、相模町、吉田町、愛宕町一丁目、愛宕町二丁目、愛宕町三丁目、愛宕町四丁目、大川筋一丁目、大川筋二丁目、駅前町、相生町、江陽町、北本町一

